平成２２年（フ）第８号
茨城県牛久市下根町1306番地60
債務者　中島由美子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９号
茨城県取手市東６丁目39番９号
債務者　石井　由紀
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
兵庫県伊丹市中央５丁目１番４号
債務者　高橋　光雄
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４９８号
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目33番地８
債務者　山中　一枝
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市野間北６丁目７番18―106号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６アクトステージ伊丹225号
債務者　上原　祥壽
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県伊丹市野間北６丁目７番18―106号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６アクトステージ伊丹225号
債務者　上原希充子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県西宮市甲東園２―８―９ダイドーメゾン甲東園Ⅱ201、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２伊川谷第２高層２号棟1107号
債務者　北爪　康夫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目４番18号
債務者　三浦　江美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目３番15―402号
債務者　大野　秀子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７４号
佐賀県佐賀市光２丁目９番14号
債務者　谷尾美弥子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
長野県須坂市大字日滝855番地１
債務者　小林　洋美（旧姓福澤・山﨑）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１１号
北九州市門司区原町別院３番15―403号
債務者　衛藤　好恵
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４８６号
北九州市小倉南区若園１丁目10番１号
債務者　藤井　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３号
北九州市小倉北区下到津２丁目３番15―502号
債務者　春本　千鶴
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９号
北九州市門司区栄町10番12―207号
債務者　小松　富雄
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０号
北九州市門司区栄町10番12―207号
債務者　小松チエミ
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３号
北九州市小倉南区北方３丁目38番２―104号
債務者　森谷なるみ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４号
北九州市戸畑区沖台２丁目２番12号
債務者　髙田　展子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部